

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 9 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した 場合は、申請の当日中 ○ 警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は、 神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く。）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課 （電話 045-365-3111） 免許申請係 内線 253 免許作成係 内線 262
備 考：